

スタジオ利用規約

このスタジオ利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社ワールドサプライが保有するABCスタジオ（以下「当スタジオ」という）の利用に関する条件を定めるものです。

第 1 条（利用申込み）

当スタジオの利用者（以下「利用者」という）は、当スタジオホームページ掲載の本規約の内容を確認、同意いただいた上で、当スタジオに電話で利用申込みを行うものとします。当該申込み後、当スタジオから決定確認書（以下「確認書」という）をFAX又はメールで送信致しますので、確認書に記載された予約内容を確認、記名押印の上、利用日当日に原本をご持参ください。

第 2 条（利用目的）

当スタジオは、撮影、オーディション（以下「撮影等」といいます）にご利用いただけます。

第 3 条（予約受付時間）

当スタジオの予約受付時間は次のとおりとします。

【予約受付時間】 平日 9：30～20：00 土曜日 9：30～18：00

第 4 条（利用日）

当スタジオの利用日は次のとおりとします。

【利用可能日】 原則、休業日なし（当スタジオの定める休業日を除く）

2. 利用時間の下限について、平日及び土曜日は4時間以上、日曜日及び祝祭日は6時間以上とさせていただきます。なお、利用時間には搬入から準備、後片付け、搬出までの時間も含まれます。
3. 控え室の利用又はストックスペース内での撮影等については、利用時間の下限を1時間とさせていただきます。
4. 利用当日は申込みいただいた時間の15分前から入室可能ですが、それより早く入室する場合は、その時点から利用開始とみなし、料金をご請求させていただきます。また、利用終了時間は、利用者全員が退出するまでとし、同様に料金をご請求させていただきます。
5. 前項で生じる追加料金については、30分単位で算出致します。
6. 利用時間の延長は、他の利用者からの申込みに影響のない範囲で可能です。延長した時間の使用料金は30分単位でお支払いいただきます。

第 5 条 (料金)

当スタジオが利用者に対して提供するスタジオ及び貸与する機材（以下「貸与機材」という）等の料金は、当スタジオのホームページに掲載している料金表のとおりとします。

2. 利用するスタジオ1面につき、当スタジオスタッフ最低1名がアシスタントとして同行致しますので、料金表記載のアシスタント料が発生します。
3. 撮影終了後セレクト作業等で当スタジオを利用する場合も、料金表記載のスタジオ料が発生します。

第 6 条 (支払方法)

当スタジオを初めて利用する利用者は、当スタジオが発行する請求書の到着後、7日以内に当スタジオが指定する金融機関の口座に振込みにてお支払いください。なお、2回目以降の利用につきましては、請求書記載の期日までにお支払ください。

2. 前項の振込に要する手数料は、利用者の負担とします。
3. 当スタジオへの手形でのお支払いは、お断りさせて頂いております。

第 7 条 (キャンセル料・変更)

利用者がキャンセルする場合、料金表記載のキャンセル料が発生します。キャンセルをご希望の利用者は、利用日の6日前の当スタジオの営業時間中に、電話にてご連絡ください。なお、当スタジオが利用者へ送付する確認書受領後のキャンセルについては、当スタジオが定めるキャンセル料を請求致します。

第 8 条 (貸与機材)

利用者は、貸与機材を利用する場合、善良なる管理者の注意を持ってこれを使用しなければならない。

2. 利用者及びその関係者が、自己の責に帰すべき事由により貸与機材を滅失又は毀損等した場合、当該滅失又は毀損等により当スタジオに生じた一切の損害を賠償するものとします。
3. 貸与機材の不慮の故障により、利用者が正常に撮影等を終えることができなかつた場合であっても、当スタジオは当日の料金の返金をもってその補償とし、それ以上の賠償責任を負わないものとします。

第 9 条 (利用制限)

申込み時の申告内容に虚偽又は意図的な隠蔽等がある場合、当スタジオは申込みの承諾を撤回する場合があります。なお、料金の返金及び補償は一切行いません。

2. 当スタジオでは、次の各号に該当する利用はお断りいたします。
 - (1) 物品販売・勧誘等の商行為、医療・治療行為、政治・宗教・思想団体等のデモンストレーション・勧誘行為
 - (2) 特定の団体や個人を誹謗中傷するもの
 - (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (4) 前各号のほか、当スタジオが不適切であると判断するもの

第10条（遵守事項）

- 撮影等は、原則スタジオ内で行うものとし、当スタジオの許可なく駐車スペース及び搬出入スペース（1Fプラットフォーム）での撮影等は行わないでください。
2. 事前に当スタジオの建物及び敷地の管理会社から許可を得ている場合を除き、当該建物敷地内で撮影等は行わないでください。
 3. 当スタジオ近隣での撮影等につきましては、必ず利用者ご自身で必要となる許可を取ってください。

第11条（禁止行為）

- 利用者が次の各号に該当する場合、当スタジオは利用者に利用を中止させることができる。
- (1) 当スタジオの営業を妨害し、又は喧噪等の迷惑行為を行ったとき
 - (2) 爆発性、発火性、その他危険性のある物品を当スタジオ内に搬入したとき
 - (3) 当スタジオ内で使用が禁止されている物品（フォグマシーン、スモークマシーン、スプレー・ペンキ塗装、火気、水、砂、泥、土、塩、紙吹雪、羽根等）を使用したとき
 - (4) 紙くず、塵芥等を指定場所以外に投棄又は放置したとき
 - (5) 共用部分の使用を妨害したとき
 - (6) 撮影機器等、当スタジオ内の備品等を丁寧に取り扱わないとき
 - (7) 当スタジオ内の安全、静粛、品位を損なう行為をしたとき
 - (8) 当スタジオ内の維持、運営を妨げる行為をしたとき
 - (9) 当スタジオ内に宣伝、広告、ビラ等を掲示又は貼付したとき
 - (10) 公序良俗に反するとき
 - (11) 前各号のほか、当スタジオに損害を生じさせる行為であると当スタジオが判断したとき
2. 前項に基づく中止の結果、利用者に損害が生じた場合であっても、当スタジオは賠償責任を負わず、料金の返金及び補償は一切行いません。

第12条（利用者が搬入する機材等）

利用者が当スタジオに搬入する機材等については、利用者自身が管理しなければなりません。当スタジオの故意又は重大な過失により当該機材等に毀損等の事故が生じた場合を除き、当スタジオは一切責任を負いません。

第13条（損害賠償）

当スタジオの故意又は重大な過失により利用者に損害を生じさせた場合、当スタジオは、利用者が当スタジオに支払う料金を上限として、損害を賠償するものとします。ただし、当スタジオは、利用者の逸失利益、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、及び懲罰的損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条（期限の利益喪失）

利用者において次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、利用者は当スタジオに対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全額を当スタジオに支払うものとします。

- （1）本規約に違反したとき
- （2）差押、仮差押、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- （3）破産、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき
- （4）解散したとき
- （5）公租公課の滞納処分を受けたとき
- （6）手形、小切手が不渡りとなったとき又は支払停止状態に至ったとき
- （7）財務状況の極度の悪化若しくは信用力の程度の低下又はそのおそれがあると認められたとき
- （8）第16条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
- （9）当スタジオに対する背信行為があったとき

第15条（解除）

当スタジオは、利用者が前条各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らの催告を要することなく、直ちに申込みの承諾を撤回することができます。この場合、利用者は当スタジオに対して名目の如何を問わず、損害賠償の請求をすることができないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自己又は自己の役員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴

力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当スタジオの信用を毀損し、又は当スタジオの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第17条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

第18条（合意管轄）

当スタジオの利用に関する紛争については、当スタジオ所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（免責事項）

当スタジオ内で発生した事故や盗難、紛失等について、当スタジオは一切の責任を負いかねます。特に、貴重品等は自己の責任で管理してください。

2. 当スタジオ利用中の事故又は怪我等の防止は、利用者が責任をもって行ってください。利用者並びに関係業者及び来場者等（以下「利用者等」という）に起因する当スタジオの損害については、全て利用者に賠償していただきます。
3. 天災地変、戦争、暴動、内乱、停電、断水、騒音、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の労働争議、輸送機関の事故、仕入

- 先の債務不履行、その他当スタジオの責に帰することができない事由により、利用者等の撮影等に支障が生じた場合、当スタジオはその責任を負わないものとします。
4. 当スタジオの許可無く残置されているものは、予告無く撤去させていただくとともに、当スタジオはその際の責任を一切負いかねますので、予めご了承ください。

《注意事項》

◇駐車場について

- ・各スタジオ3台までご利用頂けます。
- ・駐車場にはお客様のご予約名を記入したコーンを置いてありますので、そちらに駐車してください。また、撮影途中で外出される場合は、コーンを元の位置に戻してから外出してください。
- ・機材等のお荷物がある場合は、建物側のプラットホームへ駐車してください。また、積み降ろし終了後、速やかに駐車場まで移動してください。
- ・プラットホームの高さは地上から約1メートルです（スロープがあります）。
- ・駐車場内での事故、盗難等について、当スタジオは一切責任を負いません。

◇荷物の搬出入について

- ・原則として、搬出入は当日にお願い致します。
- ・事前にご連絡のない荷物の搬入又はご予約名の記載がない荷物についてはお預かり出来ない場合があります。また、お預かりする物によっては、ストックスペースの料金が発生する場合があります。
- ・当スタジオから佐川急便で荷物を発送される場合は、配送料をスタジオ代に合算することが可能です。
- ・荷物の搬出入は、利用者の責任で行ってください。

◇明細書の発行について

- ・当スタジオでは、利用当日に明細書の発行は行っておりません。当日のサイン等も不要ですので、撮影等終了後はそのままお帰りいただいて結構です。明細書は通常、翌営業日にFAX又はメールで送信致します。（土曜日を挟む場合は、翌週となる場合もございます）
- ・内容に間違い等ございましたら、お手数ですが当スタジオまでご連絡ください。
- ・明細書を確認後、日付の記入及び記名押印（又はサイン）頂き、FAX又はメールで送信下さい。利用者からのFAXを受信又は明細書発行から2週間経過後、請求書を発行させて頂きます。